

告知 要・不要
平成 年 月 日
口頭・郵送・手渡し
届出人・本人・使者
記載する正字

転 籍 届

平成 年 月 日届出
(届出先)

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日				
送付 平成 年 月 日 第 号	長 印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知

本 籍	東京都千代田区平河町一丁目10 (よみかた) かながわ たらう 筆頭者の氏名 神奈川 太郎	番地 番
-----	---	------

新しい本籍	横浜市鶴見区鶴見中央3丁目20 (住所…住民登録をしているところ) 番地 番 号	番地 番
-------	--	------

おなじ戸籍にある人	筆頭者 (よみかた) たらう (名) 太郎 横濱市鶴見区鶴見中央3丁目20 番地 番 号 1 号	(世帯主の氏名) 神奈川太郎
	配偶者 はな こ 花子 同 上 番地 番 号	同 上
	こう じ 孝治 大阪市北区中之島1丁目 3 番地 番 号 20 号	神奈川孝治
	なお こ 直子 横濱市鶴見区鶴見中央3丁目20 番地 番 号 1 号	神奈川太郎
	番地 番 号	番地 番 号

そ の 他	
-------	--

届 出 人 印 署 名 押 印 生 年 月 日	筆頭者 神奈川 太郎 印 明治 昭和 32 年 2 月 27 日	配偶者 神奈川 花子 印 明治 昭和 34 年 9 月 5 日
-------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------

連絡先電話： () 自宅・勤務先・携帯



◎必ず本人が署名してください
◎印は各自別々のものを押してください
◎届出人が押印した印を持参してください
◎戸籍全部事項証明書(謄本)を添付してください
ただし同一区内の転籍の場合は不要です

※届出人と昼間連絡できる場所を書いてください。

転籍届の書き方とご注意

1 ご持参いただくもの

○転籍届書及び戸籍全部事項証明書（謄本）1通（同一区内の転籍で、その区に届け出る場合は戸籍全部事項証明書（謄本）はいりません）

*戸籍全部事項証明書（謄本）は本籍地の市区町村からとりよせてください。
本籍地が横浜市内の場合は、どこの区役所、行政サービスコーナーでもとることができます。

○届出人の印鑑（転籍届書に押印したもの）

2 届出人の欄

○戸籍筆頭者及び配偶者（夫婦）双方が、それぞれ署名・押印してください。

（印は各自別々の印鑑を押してください）

なお、夫婦の一方の方が亡くなられている時は、おひとりで届出することができます。

3 届出先

○新しい本籍地、現在の本籍地、又は住所地の区役所（市区町村）
（行政サービスコーナーでは受け付けできません）

4 その他

①転籍届と同時に住所変更を行う場合は、転籍届書の住所欄は新住所を記入して、戸籍課戸籍担当に転籍届をしてください。その後、戸籍課登録担当に住所の異動届をしてください。

②死亡や婚姻等で転籍前に除籍になっている方は、転籍後（区外）の戸籍に載りません。

受付時間	月曜日～金曜日	8:45～17:15
	第2・第4土曜日	9:00～12:00

鶴見区役所	5 1 0 - 1 7 0 0	金沢区役所	7 8 8 - 7 7 3 1
神奈川区役所	4 1 1 - 7 0 3 1	港北区役所	5 4 0 - 2 2 5 0
西区役所	3 2 0 - 8 3 3 1	緑区役所	9 3 0 - 2 2 4 7
中区役所	2 2 4 - 8 2 9 1	青葉区役所	9 7 8 - 2 2 2 5
南区役所	7 4 3 - 8 1 3 1	都筑区役所	9 4 8 - 2 2 5 1
港南区役所	8 4 7 - 8 3 3 1	戸塚区役所	8 6 6 - 8 3 3 1
保土ヶ谷区役所	3 3 4 - 6 2 3 1	栄区役所	8 9 4 - 8 3 4 0
旭区役所	9 5 4 - 6 0 3 1	泉区役所	8 0 0 - 2 3 4 1
磯子区役所	7 5 0 - 2 3 4 1	瀬谷区役所	3 6 7 - 5 6 4 1